

産業

今年の会場は市役所榛原庁舎周辺
まきのほら産業フェア2026を開催します
問い合わせ 商工企業課 大石 ☎(53) 2647

「まきのほら産業フェア」では、市内企業の製品販売や展示を通じて、地域の産業を紹介します。その他、姉妹都市・友好都市の特産品販売や市民団体によるパフォーマンスを披露します。

開催日時

11月15日 午前9時～午後3時
※雨天決行（荒天の場合は中止）。

会場

牧之原市役所榛原庁舎周辺（静波447番地1）
※相良庁舎発着のシャトルバスの運行を予定しています。

来場者駐車場

静波グラウンド、静波海岸駐車場
※雨天時は、静波海岸駐車場のみ。

出店（展）内容

※内容は変更になる場合があります。

市内産業の紹介

- ▼市内企業の製造品の展示、販売
- ▼市内企業の職業体験コーナー
- ▼地元の農産物の販売および試食
- ▼市内飲食店などによる飲食物の販売 など



▶約2万人の来場者でにぎわう会場（昨年の様子）

交流市町のブース出展など

姉妹都市や友好都市、観光イベントなどで交流のある県外市町のブース出展

その他のイベント

- ▼市民グループや小学生によるダンスなどのパフォーマンス披露
- ▼開運餅投げ など

問い合わせ先

まきのほら産業フェア2026
実行委員会（市商工会内）
☎(52) 0640

相談

簡単な作業で稼ぐことができるという言葉に騙されないで
「空き時間に気軽に稼げる」などとうたう副業トラブル
問い合わせ 市民相談センター 杉山 ☎(23) 0088

最近では、空き時間（スキマ時間）を使って効率良く稼ぎたいという需要が高まっています。しかし、そのような需要とともに、副業トラブルに関する相談は年々増加しており、特にSNSをきっかけにした割合が高まっています。SNSや動画広告、インターネット検索などで見つけた副業サイトで「いいね」を押すだけ、「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」などの簡単な作業（タスク）で気軽に稼ぐことができる、という案件や言葉には注意してください。

相談事例

主に、高額報酬を得るには最初に金銭を振り込むよう指示されて振り込んだが、その後もさまざまな理由で振り込みをさせられた挙げ句、高額報酬は得られなかった、という内容です。

【事例1】SNS広告を見てタスクを始め、チームで対応することになった。しかし、自分のミスでチーム全員が損をしたと言われ、処理費用を請求されて支払ってしまった。

【事例2】高額報酬のタスクのため、指示に従って事前に振り込んだが、その後報酬などを引き出すことができなかった。

相談事例から見る特徴

- ▼簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘い込まれる。
- ▼最初に少額の報酬を得ることで信用してしまう。
- ▼お金を稼ぐために副業を行っているはずが、さまざまな理由で金銭を請求される。

アドバイス

- ▼「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるので、うみにしないようにしましょう。
- ▼相手へ安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- ▼お金を稼ぐはずが振り込みを求められたら、消費生活センターなどに相談してください。
- 消費者ホットライン「188」番

税金

11月と12月は「滞納整理強化月間」です
税金は納期限までに納めましょう

11月と12月は「滞納整理強化月間」です。県と市町は、財源確保に加え、納期内納付をいただいている皆さんとの公平性を確保するため、一丸となり徴収の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

税金は社会を支えるための財源

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障のほか、教育、ごみ処理、道路整備など、皆さんが行政サービスを受けるための貴重な財源となります。

「納税」は、「教育」「労働」とともに国民の三大義務の一つとして憲法に定められています。多くの納税者の皆さんは、納期限までに税金を納めています。税金は期限内に自主的に納めましょう。

納付は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアのほか、スマートフォン決済や「eLTAX地方税お支払いサイト」でのクレジットカード払いなどできます。

確実に便利な口座振替がおすすめです

金融機関などに行かなくても、納期限に指定の口座から自動的に振替納付をすることができます。

市税だけでなく、介護保険料・後期高齢者医療保険料や水道料、保育料など、市の各種納付金の納付もできますので、ぜひご利用ください。

市内の金融機関支店窓口に備え付けの依頼書に必要事項を記入し、口座の届出印を押印してお申し込みください。

税金を滞納すると

期限内に納付がない場合は、納期限から20日以内に督促状（手数料100円加算）を送付します。また、納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が発生し、納付が遅れるほど金額が増加します。

納付や納税相談がない場合には、金融機関や勤務先、取引先などへの財産調査を行います。その調査結果に基づき財産を差し押さえ、その財産を公売するなどして換価して、滞納している税金に充当します。これらの一

令和7年度差押件数

預貯金	給与	年金	保険	不動産	動産	その他	合計
55件	274件	150件	1件	2件	0件	41件	523件



昨年の展示（榛原庁舎） ①ポスター②習字

連の手続きを「滞納処分」といいます。

また、未納がある人を対象に、電話による納付の案内を行う「牧之原市収納コールセンター」を開設しています。

早めの納税相談を

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納期限までに税金の納付が困難な場合には、完納に向け、納税相談を行っていますのでご相談ください。

また、市税を一時的に納付できず一定の要件に該当する場合には、納税の猶予制度がありますので、そのまま放置せずに納税相談にお越しください。

税に関する作品展を開催

市では、滞納整理強化月間に合わせ、市内の小中学生から「税に関する作品」の募集をしました。これは、次代を担う小中学生の税意識を高め、税務行政への理解を深めてもらうために毎年行っているものです。

11月には、応募のあったポスター、習字、作文などを展示した「税に関する作品展」を開催します。力作ぞろいの作品をぜひご覧ください。

■日時（予定）

11月中旬（詳細は11月上旬に、市ホームページや市LINEなどでお知らせします）

■会場（予定）

市役所 榛原庁舎2階市民ラウンジ、相良庁舎1階玄関ホール

■展示内容

「榛原庁舎」 川崎小・細江小・勝間田小・坂部小・榛原中の応募作品
「相良庁舎」 相良小・菅山小・萩間小・地頭方小・牧之原小・相良中・牧之原中の応募作品

11月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみたいかがですか。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

相続や遺産分割・家庭問題・金銭貸借などの紛争解決に、司法書士が対応します。事前予約が必要です。
期日 11月11日(金)・25日(金)
時間 9：00～11：30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。
期日 11月20日(金)
時間 13：30～16：00
会場 相良庁舎
☎地域包括支援センターさがら ☎531900

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。
期日 月曜日～金曜日
＊祝日を除く。
時間 9：00～17：00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～17：00
☎ライフサポートセンターしずおか 中部事務所 ☎054(273)3715

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。
期日 11月18日(金)
時間 13：30～15：30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547376575

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：15～16：00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230086

11月の相談



静岡牧之原茶マスコット
チャーライン

法律相談(先着 8 人)

多重債務や債務整理、離婚などの法律解釈や手続きなどに関する相談を無料で受け付けます。
弁護士、行政相談委員、人権擁護委員が1回30分で対応します。
※同案件については2回までとさせていただきます。

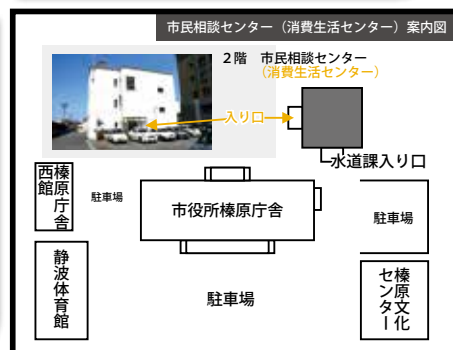
期日 ①11月4日(金)・②18日(金)
時間 10：00～12：00
13：00～15：00
会場 市民相談センター
予約 市内在住者のみ事前予約可
①10月22日(金)～11月2日(金)
②11月5日(金)～11月17日(金)
※いずれも9：00から受付開始

☎市民相談センター ☎230088

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 11月4日(金)・18日(金)
時間 10：00～12：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088



＊職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

協働

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」
「女性に対する暴力」について考えてみませんか

「怒鳴られる」「行動を制限される」「スマートフォンをチェックされる」など、誰にも相談できずに悩んでいませんか。



その言動は愛情ですか？暴力ですか？

11月12日～25日は、内閣府などが提唱する「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。また、運動期間の最終日である25日は、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。この時期には、日本国内だけでなく、世界各地で女性に対する暴力の根絶を呼びかけるさまざまな活動が行われています。

暴力は殴る・蹴るといった身体的なものだけではなくありません。先述の「怒鳴られる」なども、暴力に当たる場合があります。パートナーであっても、相手の行動や交友関係を自由に決める権利はありません。大切なことは、相手の気持ちや意見を尊重することです。大切な人からの言葉や態度に傷付き、「これって暴力なのかな？」と少しでも思ったら一人で悩まず、相談してください。

パープルリボンについて知ろう

「パープルリボン」とは、女性に対するあらゆる暴力根絶のシンボルです。
「パープルリボンプロジェクト」は、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、「サバイバー(病気やトラウマを抱えつつ生活している当事者)」を中心に、世界を子どもや暴力の被害者にとって、より安全なものとすることを目指して始まりました。



▼性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
☎054(286)9217
▼警察庁「性犯罪被害相談電話」
☎8103
▼DV相談ナビ
☎8008
▼県女性相談支援センター
☎054(286)9217
▼福祉相談課
☎(23)0086

今では40カ国以上に広がっており、国際的な草の根運動のネットワークになっています。
年齢や性別を問わず、相談できる窓口があります。一人で悩まず、まずは相談してください。

相談窓口

「これって暴力？」チェック

次の項目に1つでも当てはまるものがあれば、DVの可能性がります。

- ☐ 友人や家族との付き合いを制限される
- ☐ 大声で怒鳴られたり、人格を否定されたりする
- ☐ お金を使わせてもらえない
- ☐ 嫌なのに性的な行為を求められる
- ☐ 別れたいと言っても、脅されたり付きまとわれたりする
- ☐ 働くことや仕事を辞めることを強要させる



問い合わせ 地域振興課 浅野 ☎(23)0053